



献血ヘ行こう! 4月7日(水)オーク7箕島店 10時~12時・13時~16時30分

保健センター
Tel 82-3223

問 生活環境課 Tel 22-35565

次の項目に該当する場合は、届出が必要で、各種届出書は、市ホームページからもダウンロードできます。

- ◎浄化槽の使用を開始した
- ◎浄化槽の使用を3ヶ月以上休止する
- ◎家屋の解体等で浄化槽を廃止した
- ◎相続や売買等で管理者を変更した
- ◎501人槽以上の浄化槽で、技術管理者を変更した

浄化槽の届出 忘れていませんか?

問 福祉課 Tel 22-35522

第11回特別弔慰金 請求受付中

対象者 「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいないう場合に、次の順位による先順位の遺族

- ① 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ② 戦没者等の子
- ③ 戦没者等の(一)父母(二)孫(三)兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時要件を満たしているかどうかにより順番が入れ替わります。

④ 上記以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計を有していた方に限る。

※請求時に本人確認書類が必要。

内容 額面25万円、5年償還の記名国債

期間 令和5年3月31日(金)まで

問 福祉課 Tel 22-35522

特別児童扶養手当 (障害福祉係)

20歳未満で中程度以上の障害のある児童を、在宅で養育・監護している父母等に支給されます。

◆特別障害者手当 (障害福祉係)

20歳以上の在宅の重度障害者で、国民年金法による1級程度の障害が重複するなどの著しい障害のある方に支給されます。

◆障害児福祉手当 (障害福祉係)

20歳未満の在宅で重度の障害のある児童に支給されます。

※いずれも所得による制限などがありますが、該当すると思われる方は、担当へお問い合わせください。

※令和3年度の手当額の改定は行われず、昨年度と同額になります。

※手当は全国消費者物価指数の実績値を基に改定されますので、今後変更となる場合があります。

問 生活環境課 Tel 22-35565

浄化槽設置整備事業補助金 受付が始まります!

対象者 市内全域(矢櫃・逢井地区を除く)において、令和4年3月31日までに浄化槽設置工事が完了し、補助金交付に係る必要書類を提出できる方

補助条件

- ・設置者が居住するための建物(店舗等との併用住宅の場合は、居住部分が延床面積の半分以上ある建物)
- ・営業の許可を受けており、転換により浄化槽を設置する飲食店及び民宿等・市町村民税を完納されている方

補助金額

人槽区分	設置費分	撤去費分	配管工事費分
5人槽	332,000円	上限 90,000円 ※単独処理浄化槽を撤去された方のみ(事情により埋め戻した場合、補助はありません)	上限 300,000円 ※単独処理浄化槽及びくみ取り槽から転換された方のみ ※飲食店及び民宿等は対象外
6~7人槽	414,000円		
8人槽以上	548,000円		

※合併処理浄化槽をお使いの場合、補助金が交付されない場合もありますので、窓口にてお問い合わせください。

申込み 4月12日(月) ~ 令和4年1月14日(金)

設置者本人または同居されるご家族の方が担当までお越しください。浄化槽の設置場所と人槽区分、設置工事業者の名称及び電話番号等を記入いただきます。(期間内でも予算に達した時点で、受付を締め切ります。)

問 福祉課 Tel 22-35522

児童扶養手当と障害年金を
受給されている方へ
児童扶養手当法の一部改正により、
障害基礎年金等を受給している方の児童扶養手当の算出方法及び所得制限の算出方法が変わります。

見直し 3月分(5月支払)から

- ① 児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変更
- ② 障害基礎年金等を受給している方は、児童扶養手当の額と障害基礎年金等の子の加算部分との差額を児童扶養手当として受給できるようになります。
- ③ 支給制限に関する所得の算定が変更
- ④ 障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に、非課税公的年金給付等(障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など)が含まれます。

手当を受給するための手続き
◆すでに児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方
原則として、手続きは不要です。

◆右記以外の方
児童扶養手当の申請が必要です。
3月1日に支給要件を満たしている方の申請期限は6月30日です。

※通常、児童扶養手当は申請の翌月分からの支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため、児童扶養手当を申請していなかった方のうち、3月1日に支給要件を満たしている方は、6月30日までに申請すれば、3月分の手当から受給できます。

※申請期限を過ぎた場合は、申請を受理した月の翌月分からの支給開始となります。

問 福祉課 Tel 22-35522

湯浅御坊道路
湯浅IC入口・出口 昼間閉鎖

4車線化拡幅工事のため、湯浅IC入口(大阪方面)と出口(白浜方面)が昼間閉鎖されます。

入口閉鎖 5月17日(月) ~ 6月4日(金)の平日 9時~17時

※荒天により順延となった場合は、最長6月11日(金)まで延長

出口閉鎖 4月21日(水) ~ 4月23日(金)、5月10日(月) 9時~17時

※荒天により順延となった場合は、最長5月13日(木)まで延長

問 西日本高速道路(株)
関西支社 和歌山工事事務所
Tel 073-474-7810

問 福祉課 Tel 22-35522

あなたも手話で会話ができるようになりますか?

第1・第3木曜日
13時30分~15時

場所 市役所
対象 市民の方20名程度
受講料 無料(テキスト代が必要)

申込み 5月14日(金)まで
福祉課 Tel 22-35522

有田市認定みかんジュース
申請者を大募集!

有田市が誇るみかんやみかんジュースの優れた味と品質を確保していくため、原産地呼称管理制度に取り組んでい

問 福祉課 Tel 22-35522

訪問内容サービス
自力で理容店に出向くことが困難な方に、訪問理容の助成(2,000円/回)を行っています。対象となる方には条件があります。詳しくはお問い合わせください。

問 高齢介護課 Tel 22-35542

固定資産税の評価額等の縦覧
令和3年度の固定資産税の基礎となる、評価額等を記載した土地価格等縦覧簿及び家屋価格等縦覧簿を縦覧できます。

対象 土地または家屋に係る固定資産税の納税者、または納税管理人や納税者の代理人(委任状が必要)に限られます。

期間 4月1日(木) ~ 4月30日(金)

場所 市役所2階 税務課
Tel 22-35582

小・中学生への就学援助
経済的理由により小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校生活に必要な費用(学用品費・給食費等)の一部を援助する制度があります。

援助を受けるには学校を通じて申請が必要です。教育委員会において課税状況・児童扶養手当受給の有無等を審査のうえ決定します。

問 教育総務課 Tel 22-37588

アクティブなまちづくり活動を応援します!
活動支援事業補助金
市では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地域活性化の取り組みを進めています。

行政からだけでなく、市民の皆様との取り組みを促進することを目的に、市民団体等による自発的な活動に対する補助制度(補助率1/2・上限20万円)を設けています。

申込み 5月10日(月)まで
※詳しくは市ホームページをご覧ください。
問 経営企画課 Tel 22-3731

企画展「南紀男山焼」
近世紀州三天竺のひとつ南紀男山焼の作品に関連する資料を紹介。

期間 4月4日(日) ~ 9月12日(日)

時間 9時30分~17時(水曜日は休館)

場所 郷土資料館 第2展示室

※常設展「有田市の歴史モリニエール」※3月22日(月) ~ 4月3日(土)は展示替えのため休館します。

問 文化福祉センター Tel 82-32221



市役所へのお問い合わせは 直通番号をご利用ください。

電話交換を通さず直接担当とお話いただけます。詳しくはこちら→



問 福祉課 Tel 22-35522

各種福祉手当
◆児童扶養手当(子ども係)
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育しているひとり親家庭等に支給されます。

問 福祉課 Tel 22-35522

発行 福祉タクシー券(基本料金相当・年間28回分)もしくは自動車燃料費助成券(5000円・年間12回分)のどちらか1冊

※市税等に滞納のない方に限ります。

※該当される方は、手帳と印鑑をご持参のうえ、担当にて申請してください。

問 福祉課 Tel 22-35522

令和3年度(月額)

	全部支給	一部支給
児童扶養手当※	43,160円	10,180円~43,150円
特別児童扶養手当	1級 52,500円 2級 34,970円	
特別障害者手当	27,350円	
障害児福祉手当	14,880円	

※児童扶養手当については、第2子、第3子以降別途加算額があります。

問 福祉課 Tel 22-35522

児童扶養手当と障害年金を
受給されている方へ
児童扶養手当法の一部改正により、
障害基礎年金等を受給している方の児童扶養手当の算出方法及び所得制限の算出方法が変わります。

見直し 3月分(5月支払)から

- ① 児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変更
- ② 障害基礎年金等を受給している方は、児童扶養手当の額と障害基礎年金等の子の加算部分との差額を児童扶養手当として受給できるようになります。
- ③ 支給制限に関する所得の算定が変更
- ④ 障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に、非課税公的年金給付等(障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など)が含まれます。

手当を受給するための手続き
◆すでに児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方
原則として、手続きは不要です。

◆右記以外の方
児童扶養手当の申請が必要です。
3月1日に支給要件を満たしている方の申請期限は6月30日です。

※通常、児童扶養手当は申請の翌月分からの支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため、児童扶養手当を申請していなかった方のうち、3月1日に支給要件を満たしている方は、6月30日までに申請すれば、3月分の手当から受給できます。

※申請期限を過ぎた場合は、申請を受理した月の翌月分からの支給開始となります。

問 福祉課 Tel 22-35522

訪問内容サービス
自力で理容店に出向くことが困難な方に、訪問理容の助成(2,000円/回)を行っています。対象となる方には条件があります。詳しくはお問い合わせください。

問 高齢介護課 Tel 22-35542

固定資産税の評価額等の縦覧
令和3年度の固定資産税の基礎となる、評価額等を記載した土地価格等縦覧簿及び家屋価格等縦覧簿を縦覧できます。

対象 土地または家屋に係る固定資産税の納税者、または納税管理人や納税者の代理人(委任状が必要)に限られます。

期間 4月1日(木) ~ 4月30日(金)

場所 市役所2階 税務課
Tel 22-35582

小・中学生への就学援助
経済的理由により小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校生活に必要な費用(学用品費・給食費等)の一部を援助する制度があります。

援助を受けるには学校を通じて申請が必要です。教育委員会において課税状況・児童扶養手当受給の有無等を審査のうえ決定します。

問 教育総務課 Tel 22-37588

アクティブなまちづくり活動を応援します!
活動支援事業補助金
市では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地域活性化の取り組みを進めています。

行政からだけでなく、市民の皆様との取り組みを促進することを目的に、市民団体等による自発的な活動に対する補助制度(補助率1/2・上限20万円)を設けています。

申込み 5月10日(月)まで
※詳しくは市ホームページをご覧ください。
問 経営企画課 Tel 22-3731

企画展「南紀男山焼」
近世紀州三天竺のひとつ南紀男山焼の作品に関連する資料を紹介。

期間 4月4日(日) ~ 9月12日(日)

時間 9時30分~17時(水曜日は休館)

場所 郷土資料館 第2展示室

※常設展「有田市の歴史モリニエール」※3月22日(月) ~ 4月3日(土)は展示替えのため休館します。

問 文化福祉センター Tel 82-32221